

議員提出議案第1号

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成27年2月13日

大阪市会議長 床 田 正 勝 様

提 出 者

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 坂 井 良 和 | 大 内 啓 治 | 美 延 映 夫   |
| 岡 崎 太   | 守 島 正   | 丹 野 壮 治   |
| 今 井 アツシ | 辻 淳 子   | 広 田 和 美   |
| ホンダ リ エ | 藤 田 あきら | 改 発 康 秀   |
| 東 貴 之   | 木 下 誠   | 山 下 昌 彦   |
| 角 谷 庄 一 | 木 下 一 馬 | 井 戸 正 利   |
| 片 山 一 歩 | 田 辺 信 広 | 出 雲 輝 英   |
| 大 橋 一 隆 | 村 上 栄 二 | 杉 村 幸 太 郎 |
| 梅 園 周   | 伊 藤 良 夏 | 市 位 謙 太   |
| 飯 田 哲 史 | 村 上 満 由 |           |

(別 紙)

## 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「95,000円」を「70,000円」に改める。

第3条第1項中「570,000円」を「420,000円」に、「95,000円」を「70,000円」に改め、同条第3項中「475,000円」を「350,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第94号）は廃止する。

### 説 明

政務活動費の月額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市会政務活動費の交付に関する条例（抄）

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、大阪市会における会派（当該会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員（次条第1項の規定により95,000円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派に  
**70,000円**

も所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(政務活動費の月額等)

第3条 会派に対する政務活動費の月額は、570,000円又は95,000円のうちから各会派  
**420,000円** **70,000円**

が選択した額に、各月の1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員（基準日に辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。）の数を乗じて得た額とする。

2 省 略

3 交付対象議員に対する政務活動費は、基準日に交付対象議員である議員に対して交付するものとし、その月額は、475,000円とする。

**350,000円**

4 省 略